

第1号被保険者となられた方へ

○ 令和7年度の国民年金保険料は、月額 17,510円です。

納付書は約1ヶ月半後に日本年金機構から送付されます。保険料の納付期限は翌月末までとなります。

○ 口座振替納付、クレジットカード納付も可能です。

国民年金保険料の口座振替納付・クレジットカード納付申出書は、国保年金課（市民窓口センター）、霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）、千代田出張所及び金融機関の窓口にあります。

納付方法		保険料額	割引額	1年分の納付額
毎月納付	納付書・クレジットカード	17,510 円	なし	210,120 円
	口座振替			
早割(当月末振替)	口座振替のみ	17,450 円	60 円	209,400 円
6ヶ月前納 (4月～9月) (10月～3月)	納付書・クレジットカード	104,210 円	850 円	208,420 円
	口座振替	103,870 円	1,190 円	207,740 円
1年前納	納付書・クレジットカード	206,390 円	3,730 円	
	口座振替	205,720 円	4,400 円	
2年前納	納付書・クレジットカード	409,490 円	15,670 円	
	口座振替	408,150 円	17,010 円	

※令和8年度の国民年金保険料(毎月納付)は、月額 17,920 円です。

○ 付加保険料について

国民年金の保険料に加えて、1ヵ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、

「200円×納付月数分」

上乗せされます。付加保険料の納付は、付加保険料申込月からの開始となります。

付加保険料は、「2年以上年金を受け取る」と支払った付加保険料以上の年金が受給できるので、お得です！



○ 国民年金保険料全額が「社会保険料控除」の対象です。

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。年末調整や確定申告に必要な「社会保険料控除証明書」は10月下旬より年金機構から発送となります。（10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬に年金機構から送付予定となります。）

○ 保険料の納付が困難な場合（免除・納付猶予制度）

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、被保険者本人の申請によって保険料が免除又は納付猶予される次の3つの制度があります。**納付が困難な場合は未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。**

①全額免除・一部免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

※ 失業による保険料免除・納付猶予の申請

失業した場合も申請により、保険料が免除または納付猶予となる場合があります。この免除申請は、失業した方の前年所得を0円とみなし審査が行われます。失業による保険料免除・納付猶予の申請には、下記のいずれかの書類が必要となります。

- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・雇用保険被保険者離職票等の写し等

○ 「納付」と「免除等」と「未納」の将来的な影響

		納付	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族基礎年金（受給資格期間に参入されるか？）		○	○	○	○	×
老 齡 基 礎 年 金	受給資格期間に参入されるか？	○	○	○	○	×
	年金額に反映されるか？	○	△	△	×	×
	反映率	100%	50%	62.5%～87.5%	0%	0%

○ 免除期間・納付猶予期間がある方は保険料の追納をすることが可能です。

免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べて老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、免除等の承認を受けてから10年以内であれば、これらの期間の保険料を遡って納める（追納する）ことができます。